

日経平均高配当利回り株ファンドⅡ

投資信託協会分類: 追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針**【ファンドの目的】**

わが国の株式を主要投資対象とし、主として配当収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

【ファンドの特色】

わが国の株式を主要投資対象とします。

・主として、日経平均株価に採用されている企業の株式に投資を行います。

・株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

主として、日経平均株価採用銘柄の中から、予想配当利回りの上位30銘柄に投資を行います。

・投資にあたっては、流動性を勘案して銘柄ごとの組入比率を決定します。

・信用リスク懸念や無配懸念があると委託会社が判断した銘柄は、投資対象銘柄から除外することがあります。また、当該銘柄を保有している場合は売却し、保有銘柄数は30を下回ることがあります。

・原則として年2回リバランスマーチ(組入銘柄の入替えと組入比率の調整)を行います。

年2回の決算時(3・9月の各5日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※日経平均株価とは、東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。

当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたもので、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として、広く利用されています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は本商品を保証するものではなく、本商品について一切の責任を負いません。

2. 主要投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

3. 主な投資制限

・株式への投資割合に制限を設けません。

・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

・その他の投資制限もあります。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2024年11月29日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合

・信託期間中において、ファンドを償還させることができ受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときこのほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8. 決算日

毎年3・9月の5日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

信託財産の純資産総額×年率0.693%(税抜 年率0.63%)

内訳(税抜):	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.30%	年率0.30%	年率0.03%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかるります。

10. 信託報酬以外のコスト

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。

・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

11. 購入単位

1円以上1円単位

12. 購入価額

ご購入約定日の基準価額

13. 購入時手数料

ありません。

14. 換金価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

日経平均高配当利回り株ファンドⅡ

投資信託協会分類: 追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

16. 収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※分配対象収益とは、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等をいいます。

分配金額の決定にあたっては、配当収入(経費控除後)の水準を勘案します。

*分配金額の決定にあたっては、予想配当利回りを用いて配当収入を計算します。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金は、原則として再投資されます。

17. お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することができます。

また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができるない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数

(注) 基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)
(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

① 価格変動リスク

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

③ 流動性リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、当ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

※ 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。